

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

○人事委員会規則十二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会

人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一(四十三)

人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「医療健康局長」の下に「国際経済・観光局長」を加える。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

ページ

平成二十九年三月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一(二十六十七)

人事委員会規則十二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一気仙沼市の項の前に次のように加える。

議 会		市 長 部 局		塩 竈 市	
事務局長	事務局長	本 庁	浦戸診療所	市民交流センター	市民活動支援センター
事務局長次長	事務局長	部長 理事 次長 参事 課長 副参事 社会福祉事務所長 秘書室長 財政係長 人事給与係長	診療所長	部長 理事 次長 参事 課長 副参事 総務係長 学校教育係長	館長

別表第一名取市の項中

本 庁	
市民活動支援センター	館長
(本庁共通) 会計管理者 部長 理事 次長 課長 所長 参事 長 工事検査監 参事 (総務課関係) 課長補佐 職員係長 課長 企画課関係 課長補佐 秘書係長 (財政課関係) 課長補佐 財政係長	

を

(本庁共通)

本 庁	
課長補佐(財政関係)	課長補佐(秘書関係)
課長補佐(政策企画関係)	課長補佐(職員係)
課長補佐(総務課関係)	課長補佐(工事検査)
次長	事務課長
長	監査部長
會計管理	部長
者	理事
室	

に、

幼稚園	学校給食センター
園長	所長

を

学校給食センター
所長

に改め、同表角田市の項中

「理事 課長 室長 参事
 (政策企画課関係)
 課長補佐(行財政改革を
 担当するものに限る。)
 政策調整係長
 (秘書広報室関係)」

を「理事 課長 室長 参事
 (秘書広報室関係)」

に改め、「財政を担当するもの

に限る。」を削り、「財政係長」の下に「行財政改革係長」を加え、同表多賀城市の項中「震災復興推進局長」の下に「市民文化創造局長」を加え、「室長」を削る。
 別表第二宮城東部衛生処理組合の項を次のように改める。

宮城東部 衛生処理 組合	組 合 事 務 局	局 長 総 務 係 長
--------------------	-----------	-------------

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。